

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 7 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に関する周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月4日付けで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、3月6日をもって福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県が除外されることが決定されるとともに、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日まで延長されたこと等を受け、別添1から3までについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

- 別添1 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について
- 別添2 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について
- 別添3 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

以上